

一般事業主行動計画

職員がその能力を十分に発揮でき、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2024年4月1日～2027年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1：職員の所定外労働時間の削減

<対策>

2024年4月～

- ・毎月、各事業所の所定外労働集計時間を衛生委員会と各部署へ報告し所定外労働の原因の分析と各部署における問題点及び対策等の検討を実施する。
- ・管理職を含む長時間労働者への保健師面談を実施する。
- ・管理職を対象とした意識改革のための研修会を開催する。
- ・週1日のノー残業デーの実施を行う。
- ・毎月、各事業所別に有給休暇取得状況を調査し各部署へ報告、取得状況を把握する。職場において管理職は職員に有給休暇取得を促す。また、リフレッシュ休暇を導入し積極的な休暇取得の促進を行う。

目標2：育児休業の取得向上と職場復帰がしやすい環境の整備

<対策>

2024年4月～

- ・配偶者出産の際に男性職員が休暇取得しやすいように、職場の支援検討を行い休暇制度の概要を職員広報（フェイス）などで定期的に告知する。
- ・妊娠中や産休、育休復職後の女性職員のための職場環境等を相談できる相談窓口を設置。
- ・子育てと仕事を両立するための業務支援と環境を配慮する。
- ・子育てのための休暇取得推奨と業務支援体制を構築する。